

西小倉地域小中一貫校整備検討委員会

資 料

日 時：令和4年1月26日（水）

場 所：西小倉コミュニティセンター

委員名簿

委員氏名	所属・役職等
山花 啓伸	有識者（元小学校長）
井戸本 道衛	宇治市小中一貫教育推進協議会（委員）
馬淵 伸一	西小倉地区コミュニティ推進協議会（会長）
黒田 忠雄	西小倉地区コミュニティ推進協議会（副会長）
三宅 康一	西小倉地区コミュニティ推進協議会（福祉推進委員長）
岩井 浩	西小倉自治連合会（会長）
泉 敏子	西小倉自治連合会（副会長）
山田 達郎	西小倉自治連合会（副会長）
齊藤 常雄	西小倉小学区体育振興会（会長）
木下 喜彦	北小倉小体育振興会（会長）
村瀬 豊穂	南小倉小学区体育振興会（会長）
渡邊 和孝	校長（西小倉小）
中野 正彦	校長（北小倉小）
安田 哲朗	校長（南小倉小）
平岡 順一	校長（西小倉中）
奥野 未希	P T A代表（西小倉小）
藤丸 有香	P T A代表（北小倉小）
安村 美由紀	P T A代表（南小倉小）
悉地 敬太郎	P T A代表（西小倉中）
門脇 洋子	学校評議員（西小倉小）
白藤 友子	学校評議員（北小倉小）
伊藤 敏雄	学校評議員（南小倉小）
栗下 加代子	学校評議員（西小倉中）
日野 真代	まちづくりに関する有識者（NPO 法人まちづくりねっと・うじ）
高田 悦子	まちづくりに関する有識者（NPO 法人働きたいおんなたちのネットワーク）
調整中	まちづくりに関する有識者（調整中）

計 26名（敬称略）

西小倉地域小中一貫校整備検討委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 (仮称)西小倉地域小中一貫校を整備するにあたり、小中一貫校の学校施設整備等に関する事項に加え、小中一貫校を核とした地域のまちづくりを見据えた跡地活用等に関する事項の検討を行うため、西小倉地域小中一貫校整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 小中一貫校の学校施設整備等に関する事項
- (2) 地域のまちづくりを見据えた跡地活用等に関する事項
- (3) その他委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、これを補充しなければならない。なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(部会)

第7条 委員会は、次に掲げる部会を設置する。

- (1) 学校部会(小中一貫校の学校施設整備等に関することを協議)
 - (2) 地域部会(地域のまちづくりを見据えた跡地活用等に関することを協議)
- 2 部会の構成員は、委員長が委員の中から指名する。
 - 3 部会に部会長、副部会長を置く。部会長は委員長が、副部会長は部会長が指名する。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会や部会への出席を求め、その説明もしくは意見を聴き、又は、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。なお、部会の庶務については、学校部会は教育部教育総務課、地域部会は政策経営部経営戦略課が行う。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要項は、令和4年1月26日から施行する。
- 2 最初の委員会の招集は、第6条の規定にかかわらず、市長が行う。
- 3 この要項の施行後最初の部会の招集は、委員長が行う。

別表

西小倉地域小中一貫校整備検討委員会 委員構成
有識者
西小倉地区コミュニティ推進協議会
西小倉自治連合会
体育振興会（小学校区ごと）
宇治市小中一貫教育推進協議会
学校評議員（学校運営協議会委員）（小・中学校ごと）
校長（小・中学校ごと）
P T A（小・中学校ごと）
まちづくりに関する有識者

西小倉地域小中一貫校整備検討委員会の会議の公開に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、西小倉地域小中一貫校整備検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開催会議の事前公表）

第2条 委員会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

（会議の公開）

第3条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

（傍聴席の区分）

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第5条 一般席の定員は会場のスペースにより5名程度とする。

（傍聴の手続き）

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名及び住所を傍聴受付票に記入する。定員を超えた傍聴希望者があれば、傍聴受け締め切り後、速やかに抽選を行い傍聴人を決定する。傍聴人は事務局の指示に従い入場しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(委員長の指示)

第9条 傍聴人は、全て委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第12条 委員会は、会議資料（宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第13条 委員会は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

- (1) 非公開情報に関し、協議等をする場合。
 - (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な協議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。
- 2 会議の協議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、協議を分割して行うことができる」と認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第14条 委員会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和4年1月26日から施行する。

西小倉地域小中一貫校整備の基本コンセプト

1. 子どもたちが光り輝く小中一貫教育を推進する学校

- 子どもたちの発達段階に応じた9年間を見通した系統性、連続性のある多様な教育活動を効果的に行える施設
- 多様な異学年交流ができ、9学年のつながりとふれあいで、互いに成長できる施設
- 主体的な活動の支援や豊かな創造性を引き出すなど主体的な学びを実現する、認知能力と非認知能力を一体的に育む教育が行える空間や施設
- 小・中学校教職員が協働して一つの学校として機能し、学校運営の一貫性を確保できる施設

2. 多機能で変化に対応し、多様な教育課題に対応できる学校

- 機能性や柔軟性、可変性を持つことにより、随時変化する多様な教育内容や教育方法に対応できる施設
- 学校施設全体が柔軟で創造的な学びを実現できる空間であり、どこでも教育の場、表現・交流する場、心のゆとりと豊かさを育む場となる施設
- ウィズコロナ・ポストコロナ時代において、すべての子どもたちに学びを保障する、新しい時代の学びを支える教育環境を提供できる施設
- 教育活動に必要な機能を確保しつつ、イニシャルコスト・維持管理コストの縮減を図り、長寿命化にも配慮した施設

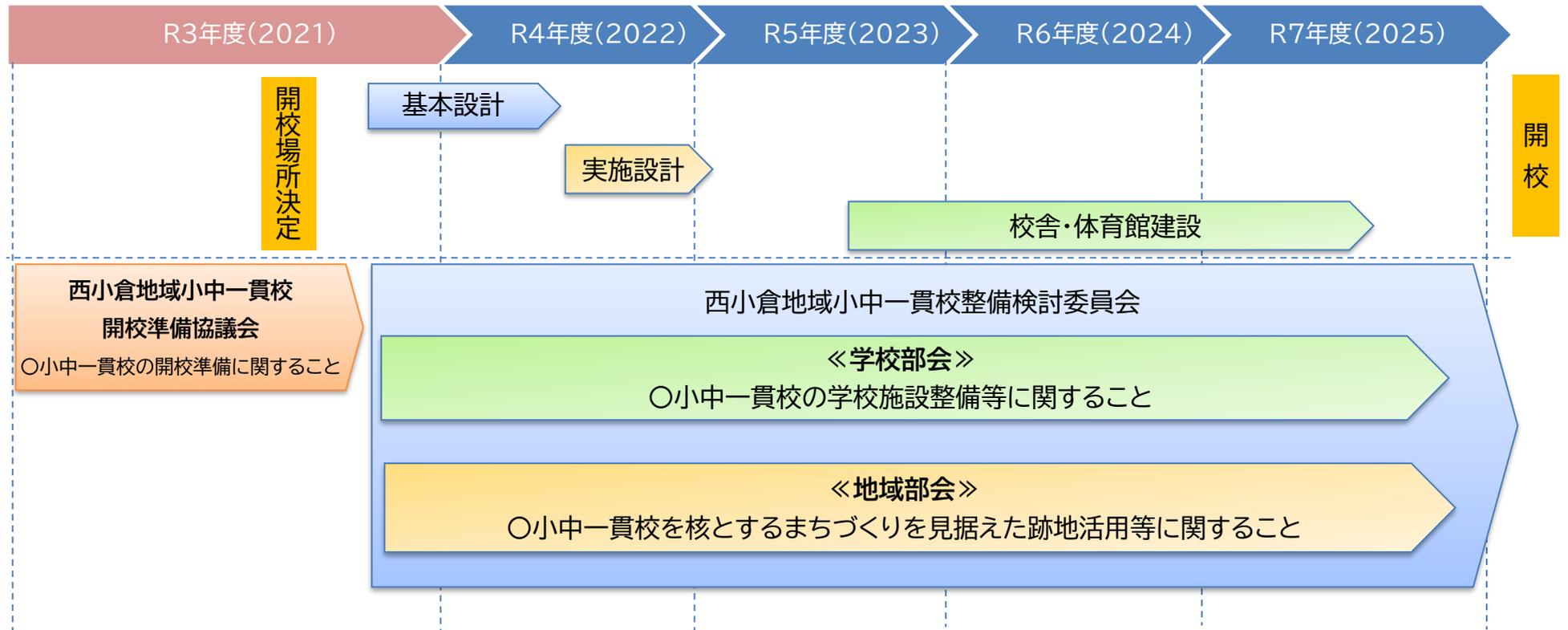
3. 安全・安心で、利用しやすく、子どもたちが楽しく通える学校

- 多様な発達段階の子どもたちが、のびのびと活動できる快適性と安全性を備えた空間や施設（工事期間中の安全確保も含む）
- 学校生活の中で、集中とやすらぎの調和がとれた施設
- ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新しい生活様式や、防犯面、ユニバーサルデザインに配慮し、利用する誰もが安全安心に過ごせる施設

4. 学校・家庭・地域が連携・協働し、互いの安心と信頼が生まれる、地域のシンボルとなる学校

- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動を一体的に推進し、地域の教育力を積極的に活用した教育活動ができる施設
- 子どもたちの学びを地域ぐるみで支えることができる施設
- 自然エネルギーの効果的利用などにより、持続可能な教育環境の実現に配慮した地域のシンボルとなる施設
- 地域防災や地域コミュニティの活性化の役割が担える地域の核となる施設

【今後のスケジュール①】(予定)



【今後のスケジュール②】(予定)

